

地方警務官の懲戒の取扱に関する規程の施行について

(昭29.10.16 警察庁発務第105号、本庁次長から各部課長、警大長、科研長、皇本長、各管区局長、警視総監、各道府県方面本部長あて)

地方警務官の懲戒の取扱に関しては、今般別添のとおり、地方警務官の懲戒の取扱に関する規程が制定せられ、昭和29年10月14日をもつて施行せられることになった。

この規定の要点及び運用方針は左記のとおりであるから、運用上遺憾のないようにせられたい。

右命によつて通達する。

記

この規程は、地方警務官の懲戒の取扱に関し、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び人事院規則12—0（職員の懲戒）に定めるものほか、必要な事項について定められたものであるが、その内容は、2、3の点を除いては、警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令と殆んど同じである。従つてその運用方針も、さきに通達した、警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令の施行について（9月8日警察庁発務第75号）の内容と大体同様であるので、次の諸点のほか同通達を参照することとせられたい。

- 1 地方警務官の規律違反についての申立は、何人もできるものであるが、一般的には警察庁長官が国家公安委員会に対して行うものとされ、警視総監又は道府県市警察本部長は、所属の地方警務官に規律違反があり、これに対し懲戒手続に付する必要があると認めるとときは、様式第1号に準じて、警察庁長官に申告するものと定められた。
- 2 国家公安委員会の諮問に応じ、地方警務官の規律違反についての審査を行うため、警察庁に懲戒審査会が置かれた。この懲戒審査会は、他の機関の名称と紛らわしくないよう審査委員会とせず単に懲戒審査会と呼称するものとされた。
- 3 懲戒審査会の審査は、書面審査のみによつて行うものとされ、口頭審査は行わないものとされた。
- 4 この規程には、国家公安委員会が、規律違反の事案を懲戒審査会に要求した場合において、必要があるときは、勤務に関する指示を行うことのできる旨の定めはないが、このような必要のある場合は、被申立者の勤務に関し必要な指示を行い又は被申立者の保管する貸与品の返納を命ずることもあるものとする。

なお、国家公安委員会の行う懲戒処分に関連した問題として、刑事訴訟法第194条に基づく懲戒処分に関する法律（昭和29年法律第64号、以下「法」という。）による懲戒の取扱については、同法第2条により通常の懲戒処分の例によるとされているが、国家公務員た

る警察官については、懲戒権者が国家公安委員会となつてゐるので、同法に基く懲戒の取扱いについては、地方警務官についてはこの規程の例によることとなり、地方警務官以外の国家公務員たる警察官については、警察庁職員の懲戒の取扱いに関する訓令の例によることとなる。但し、この場合における文書の様式については、この規程第11条を準用することとなる。

別添 省略